

登別市空家等対策計画

資料編

目 次

- 1 空家等対策の推進に関する特別措置法 1
- 2 登別市空家等対策審議会条例 15
- 3 登別市空き家情報登録制度(登別市空き家ナビ) 実施要綱 . . 17
- 4 登別市空家等対策事業補助金交付要綱 20

1 空家等対策の推進に関する特別措置法

空家等対策の推進に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。第十四条第二項において同じ。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(令五法五〇・一部改正)

(国の責務)

第三条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(令五法五〇・全改)

(地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(令五法五〇・全改)

(空家等の所有者等の責務)

第五条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(令五法五〇・追加)

(基本指針)

第六条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項
- 四 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令五法五〇・旧第五条繰下・一部改正)

(空家等対策計画)

第七条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置（第二十二条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項から第十一項までの規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 前項第五号に掲げる事項には、次に掲げる区域内の区域であつて、当該区域内の空家等の数及びその分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区域における経済的社会的活動の促進のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる区域（以下「空家等活用促進区域」という。）並びに当該空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針（以下「空家等活用促進指針」という。）に関する事項を定めることができる。
- 一 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条に規定する中心市街地
 - 二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点
 - 三 地域再生法第五条第四項第十一号に規定する地域住宅団地再生区域
 - 四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第二条第二項に規定する重点区域
 - 五 前各号に掲げるもののほか、市町村における経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域として国土交通省令・総務省令で定める区域
- 4 空家等活用促進指針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項
 - 二 空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のために活用することが必要な空家等の種類及び当該空家等について誘導すべき用途（第十六条第一項及び第十八条において「誘導用途」という。）に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を通じた経済的社会的活動の促進に関し必要な事項
- 5 空家等活用促進指針には、前項各号に掲げる事項のほか、特例適用建築物（空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この項及び第九項において同じ。）又は空家等の跡地に新築する建築物をいう。次項及び第十項において同じ。）について第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第二項（第一号に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定又は第十七条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第九項において同じ。）の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件に関する事項を定めることができる。
- 6 前項の第十七条第一項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十三条第二項の規定の適用を受けるための要件（第九項及び第十七条第一項において「敷地特例適用要件」という。）は、特例適用建築物（その敷地が幅員一・八メートル以上四メートル未満の道（同法第四十三条第一項に

- 規定する道路に該当するものを除く。)に二メートル以上接するものに限る。)について、避難及び通行の安全上支障がなく、かつ、空家等活用促進区域内における経済的社会的活動の促進及び市街地の環境の整備改善に資するものとして国土交通省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
- 7 市町村は、第三項に規定する事項を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 8 市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除く。）は、第三項に規定する事項を定める場合において、市街化調整区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十八条第一項において同じ。）の区域を含む空家等活用促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域の区域及び空家等活用促進指針に定める事項について、都道府県知事と協議をしなければならない。
- 9 市町村は、空家等活用促進指針に敷地特例適用要件に関する事項又は第五項の第十七条第二項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定のただし書の規定の適用を受けるための要件（以下「用途特例適用要件」という。）に関する事項を記載するとき、あらかじめ、当該事項について、当該空家等活用促進区域内の建築物について建築基準法第四十三条第二項第一号の規定による認定又は同法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第十七条第二項において同じ。）の規定のただし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁（同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下この項及び次項において同じ。）と協議をしなければならない。この場合において、用途特例適用要件に関する事項については、当該特定行政庁の同意を得なければならない。
- 10 前項の規定により用途特例適用要件に関する事項について協議を受けた特定行政庁は、特例適用建築物を用途特例適用要件に適合する用途に供することが空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、同項の同意をすることができる。
- 11 空家等対策計画（第三項に規定する事項が定められたものに限る。第十六条第一項及び第十八条第一項において同じ。）は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 12 市町村は、空家等対策計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 13 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。
- 14 第七項から前項までの規定は、空家等対策計画の変更について準用する。

（令五法五〇・旧第六条線下・一部改正）

(協議会)

第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令五法五〇・旧第七条線下)

第二章 空家等の調査

(令五法五〇・章名追加)

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第二十二條第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(令五法五〇・一部改正)

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(令五法五〇・一部改正)

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下この条、次条及び第十五条において同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(令五法五〇・一部改正)

第三章 空家等の適切な管理に係る措置

(令五法五〇・章名追加)

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

第十三条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、基本指針（第六条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

(令五法五〇・追加)

(空家等の管理に関する民法の特例)

第十四条 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

2 市町村長は、空家等（敷地を除く。）につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の八第一項の規定による命令の請求をすることができる。

3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項又は第二百六十四条の十四第一項の規定による命令の請求をすることができる。

(令五法五〇・追加)

第四章 空家等の活用に係る措置

(令五法五〇・章名追加)

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十五条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(令五法五〇・旧第十三条線下)

(空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等)

第十六条 空家等対策計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長は、空家等活用促進区域内の空家等（第七条第四項第二号に規定する空家等の種類に該当するものに限る。以下この条において同じ。）について、当該空家等活用促進区域内の経済的社会的活動の促進のために必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、当該空家等について空家等活用促進指針に定められた誘導用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

2 計画作成市町村の長は、前項の規定による要請をした場合において、必要があると認めるときは、その要請を受けた空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する権利の処分についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(令五法五〇・追加)

(建築基準法の特例)

第十七条 空家等対策計画（敷地特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第六項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「、利用者」とあるのは「利用者」と、「適合するもので」とあるのは「適合するもの又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第六項に規定する敷地特例適用要件に適合する同項に規定する特例適用建築物で」とする。

2 空家等対策計画（用途特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第五項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用については、同条第一項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中

「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、」と、「認め、」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第一項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第九項に規定する用途特例適用要件（以下この条において「特例適用要件」という。）に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第二項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「公益上やむを得ない」とあるのは「特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第十二項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

（令五法五〇・追加）

（空家等の活用の促進についての配慮）

第十八条 都道府県知事は、第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域（市街化調整区域に該当する区域に限る。）内の空家等に該当する建築物（都市計画法第四条第十項に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。）について、当該建築物を誘導用途に供するため同法第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の許可（いずれも当該建築物の用途の変更に係るものに限る。）を求められたときは、第七条第八項の協議の結果を踏まえ、当該建築物の誘導用途としての活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、国の行政機関の長又は都道府県知事は、同項に規定する空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域内の空家等について、当該空家等を誘導用途に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

（令五法五〇・追加）

（地方住宅供給公社の業務の特例）

第十九条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、空家等活用促進区域内において、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等の活用のために行う改修、当該改修後の空家等の賃貸その他の空家等の活用に関する業務を行うことができる。

2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給公社法第四十九条の規定の適用については、同条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第十九条第一項に規定する業務」とする。

（令五法五〇・追加）

（独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務）

第二十条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項に規定する業務のほか、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等活用促進区域内における空家等及び空家等の跡地の活用により地域における経済的社会的活動の促進を図るために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

（令五法五〇・追加）

（独立行政法人住宅金融支援機構の行う援助）

第二十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項に規定する業務のほか、市町村又は第二十三条第一項に規定する空家等管理活用支援法人からの委託に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

（令五法五〇・追加）

第五章 特定空家等に対する措置

（令五法五〇・章名追加）

第二十二条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じよ

- うとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。
- 12 前二項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。
- 13 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 14 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 15 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 16 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 17 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(令五法五〇・旧第十四条線下・一部改正)

第六章 空家等管理活用支援法人

(令五法五〇・追加)

(空家等管理活用支援法人の指定)

第二十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。

3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(令五法五〇・追加)

(支援法人の業務)

第二十四条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。

二 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。

三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。

四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。

五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

(令五法五〇・追加)

(監督等)

第二十五条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

る。

3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第二十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(令五法五〇・追加)

(情報の提供等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

2 市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報（以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。）の提供の求めがあったときは、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。

3 前項の場合において、市町村長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するときは、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人（当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。

4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

(令五法五〇・追加)

(支援法人による空家等対策計画の作成等の提案)

第二十七条 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、国土交通省令・総務省令で定めるところにより、空家等対策計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本指針に即して、当該提案に係る空家等対策計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき空家等対策計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、空家等対策計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(令五法五〇・追加)

(市町村長への要請)

第二十八条 支援法人は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第十四条各項の規定による請求をするよう要請することができる。

2 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、第十四条各項の規定による請求をするものとする。

3 市町村長は、第一項の規定による要請があった場合において、第十四条各項の規定による請求を

する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした支援法人に通知するものとする。

(令五法五〇・追加)

第七章 雑則

(令五法五〇・章名追加)

第二十九条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(令五法五〇・旧第十五条線下・一部改正)

第八章 罰則

(令五法五〇・章名追加)

第三十条 第二十二條第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

(令五法五〇・旧第十六条線下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行)

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(令和五年政令第三三一号で令和五年一二月一三日から施行)

(経過措置)

第二条 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（以下この条において「新法」という。）第七条第八項及び第十八条第一項の規定の適用については、新法第七条第八項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

2 新法第二十二条第十項及び第十二項（同条第十項に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び附則第六条において「施行日」という。）以後に新法第二十二条第十項後段の規定による公告を行う場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の空家等対策の推進に関する特別措置法（次項において「旧法」という。）第十四条第十項後段の規定による公告を行った場合については、なお従前の例による。

3 新法第二十二条第十一項及び第十二項（同条第十一項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同条第二項の規定による勧告を行う場合について適用し、施行日前に旧法第十四条第二項の規定による勧告を行った場合については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 登別市空家等対策審議会条例

平成29年3月30日

条例第2号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条に規定する空家等対策計画の実施及び空家等に関する対策を適正かつ円滑に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、登別市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(令5条例16・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 登別市空家等対策計画の実施、変更その他の重要な事項
- (2) 法第22条に規定する特定空家等に対する措置に関する事項
- (3) その他空家等対策に関し市長が必要と認める事項

(令5条例16・一部改正)

(組織等)

第4条 審議会は、委員7名以内で組織する。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法律、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 住民を代表する者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席及び必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年条例第16号)

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)の施行の日から施行する。

3 登別市空き家情報登録制度（登別市空き家ナビ）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内の空家等の利活用を推進するため、空家等に関する情報の登録及び提供に関する制度（以下「登別市空き家ナビ」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- （2）所有者等 空家等に係る所有権その他の権利を有し、空家等の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- （3）連携団体 宅地建物取引業に関する団体で、市と空家等対策に関する協定を結んでいる団体をいう。
- （4）事業者 連携団体に所属し、胆振管内（室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、厚真町、安平町及びむかわ町をいう。）に本店若しくは支店、営業所又は出張所を設け、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条に基づき国土交通大臣又は北海道知事の免許を受け有効期限を失効していない者をいう。

（適用上の注意）

第3条 この要綱は、登別市空き家ナビ以外による空家等の取引を妨げるものではない。

（登録対象者）

第4条 登別市空き家ナビの登録申込みの対象となる所有者等は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- （1）専属専任媒介契約、専任媒介契約又は一般媒介契約を締結している者。
ただし、契約を締結している事業者の承諾を得ている場合は、この限りではない。
- （2）登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第2号に規定される者又は同号に定める暴力団員と密接な関係を有する者

（登録申請等）

第5条 登別市空き家ナビに空家等を登録しようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、登別市空き家ナビ登録申請書兼同意書（別記様式第1号。以下「申請書兼同意書」という。）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登別市空き家ナビ登録台帳（別記様式第2号。以下「台帳」という。）への登録の可否を決定するとともに、その旨を登別市空き家ナビ登録（適合・不適合）通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(登録内容の変更届)

第6条 前条第2項の規定による登録を受けた所有者等(以下「登録者」という。)は、登録内容に変更があったときは、その旨を登別市空き家ナビ登録内容変更届(別記様式第4号)により市長に届け出るものとする。

(登録の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、台帳に登録した空家等の情報を取り消すものとする。

- (1) 登録された空家等(以下「登録空家等」という。)に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 登録の日から起算して3年を経過したとき。
- (3) 登録者から登別市空き家ナビ登録取消届(別記様式第5号)による届出があったとき。
- (4) 提出された申請書兼同意書の内容に虚偽があったとき。
- (5) 第4条に規定する登録対象者の条件に違反したとき。
- (6) 法第2条第2項の特定空家等と判断され、法第22条第2項に基づく勧告を受けたとき。
- (7) その他市長が適当でないと認めたとき。

(登録情報の公開)

第8条 市長は、申請者が同意した場合において、登別市空き家ナビに登録した空家等の情報を登別市公式ウェブサイトに公開することができる。

2 前項の規定により公開できる情報は次の各号とする。

- (1) 空家等の所在
- (2) 登記事項証明書に記載されているもののうち、土地の地積、建物の構造、床面積及び新築の年月日

(登録状況の通知)

第9条 市長は、第5条第2項の規定により空家等の情報を台帳に登録したとき、又は第7条の規定により登録を取り消したときは、その旨を登別市空き家ナビ登録状況通知書(別記様式第6号)により連携団体に通知するものとする。

(空家等の利活用に係る申込等)

第10条 連携団体は、事業者から登録空家等の利活用の申出があったときは、登別市空き家ナビ登録空家等交渉申込書(別記様式第7号。以下「申込書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その旨を登別市空き家ナビ登録空家等交渉申込通知書(別記様式8号)により登録者に通知するものとする。

(交渉結果の報告)

第11条 連携団体は、登録者との交渉を終えたときは、その旨を登別市空き家ナビ登録空家等交渉結果報告書(別記様式第9号)により市長に報告するものとする。

(市の関与)

第12条 市長は、登録者と連携団体との空家等に関する交渉及び売却、賃貸等の契約については、一切これに関与しないものとする。

(個人情報取扱い)

第13条 登別市空き家ナビの運用に関して知り得た個人情報(以下「個人情報」という。)の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に定めるところによる。

2 連携団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報を滅失及びき損することのないよう適正に維持管理すること。

(2) 保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄する等適切な措置を講ずること。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年7月9日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年9月10日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の要綱の規定により作成された様式用の紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間、使用することができる。

別記様式 (略)

4 登別市空家等対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における空家等及び特定空家等の解消を促進し、もって市民の安全で安心な居住環境づくりに資するため、市内の空家等のリフォーム工事若しくは除却工事又は特定空家等の除却工事に係る費用の一部を予算の範囲内で登別市空家等対策事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関し登別市補助金等の事務取扱に関する規則(昭和54年規則第8号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 市内に所在する建築物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (2) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第1項に定める空家等をいう。
- (3) 特定空家等 法第2条第2項に定める特定空家等をいう。
- (4) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (5) リフォーム工事 個人が自らの居住の用に供する住宅の居住性、機能性等の向上のために行う工事をいう。ただし、容易に取り外しが可能な機器等の設置、耐震補強、増築若しくは改築の工事又は移転の工事を除く。
- (6) 除却工事 建築物及びその敷地に定着する工作物、樹木等の全てを除却し、更地化する工事をいう。ただし、工作物を除却することにより、当該敷地又は近隣の土地に形質の変更等著しく影響を及ぼす場合を除く。
- (7) 除却後新築工事 空家等の除却工事後の跡地に個人が自らの居住の用に供する住宅を新築する工事をいう。
- (8) 市街化区域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に定める市街化区域をいう。
- (9) 旧既存宅地 都市計画法第34条第1項第11号に定める区域をいう。
- (10) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項第1号の建築物をいう。
- (11) 工事施工事業者 市内に本店又は支店、営業所若しくは出張所を設けて営業し、次に該当する建設業者又は事業者をいう。ただし、除却工事においては、災害、火災等特別の事情がある場合に限る。室蘭市に本店又は支店、営業所若しくは出張所を設けて営業し、アに該当する建設業者又は事業者を含めることができるものとする。
 - ア 除却工事 事業者が建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可又は建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく北海道知事の登録を受けているもの。
 - イ リフォーム工事 建設業法第2条第3項に定める建設業者又は同法第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事のみを請け負うもの。
- (12) 居住誘導区域 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第2項第2号に定める居住誘導区域をいう。
- (13) 宅地建物取引業者 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に定める宅

地建物取引業者をいう。

(補助対象要件)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)及び補助金の交付の対象となる空家等に係るリフォーム工事、除却工事又は特定空家等の除却工事は、別表に掲げる補助対象要件のほか、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請者は、工事施工事業者に依頼して第6条の規定による補助金の交付を申請する日(以下「申請日」という。)の属する会計年度の3月1日までに登別市の市街化区域内又は旧既存宅地区域内にある空家等のリフォーム工事、除却工事又は特定空家等の除却工事を完了できる者であること。
- (2) 申請日において納期が到来している全ての登別市民税等を滞納していないこと。
- (3) 登別市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年条例第2号)第2条第1号に定める暴力団若しくは同条第2号に定める暴力団員と密接な関係を有する者又は同条第2号に定める暴力団員でないこと。
- (4) 申請者以外に当該空家等又は特定空家等の所有権等を有する者(以下「権利関係者」という。)が存する場合は、リフォーム工事又は除却工事の実施について権利関係者の全員の同意を得ていること。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。
- (5) 同一の空家等又は特定空家等において、申請者、申請者と同じ世帯の者又は権利関係者に本補助金又は他の補助金の交付を受けた者若しくは受ける者がいないこと。

2 補助金の交付の対象となる空家等(特定空家等を除く。)は、申請日の属する会計年度の前年度の4月1日以降に取得したものであって、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 相続又は贈与により取得した空家等
- (2) 配偶者又は3親等内の親族から取得した空家等

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、リフォーム工事又は除却工事の実施に要する経費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)とする。

(補助金の事前申請)

第5条 空家等のリフォーム工事又は除却工事の申請者は、空家の売買契約を行う前に登別市空家等対策事業補助金事前申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 実施(変更)計画書(別記様式第2号)及び概算見積書(工事費用等の積算根拠又は積算が明らかになるもので、工事を行う予定の事業者等の押印があるものに限る。)の写し
- (2) 位置図(付近見取り図)及び配置図
- (3) 申請日以前3月以内に撮影した現況写真
- (4) 住民票の写し(申請日以前3月以内に発行されたもので、世帯の全員がわかるもの。ただし、申請者が法人の場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)で申請日以前3月以内に発行されたもの)
- (5) 納税証明書又は登別市民税等の未納がないことが分かる証明で申請日以前3月以内に発行されたもの。
- (6) 工事施工事業者に係る建設業法の許可又は建設工事に係る資源の再資源化に関する法律に係る登録の内容を証する書類
- (7) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は前項の事前申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、登別市空家等対策事業補助金事前申請完了通知書（別記様式第3号）により申請者へ通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 申請者は、工事を実施する前に、空家等に係る補助金の申請にあつては登別市空家等対策事業補助金交付申請書（別記様式第4-1号）に、特定空家等に係る補助金の申請にあつては登別市空家等対策事業補助金交付申請書（別記様式第4-2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- （1）実施（変更）計画書（別記様式第2号）及び見積書（工事費用等の積算根拠又は積算が明らかになるもので、工事を行う予定の事業者等の押印があるものに限る。）の写し
- （2）位置図（付近見取り図）及び配置図（敷地内の全ての建築物が記載されていること。）
- （3）申請日から3月以内に撮影した現況写真
- （4）登記事項全部証明書（土地及び建物。空家等のリフォーム工事及び除却工事においては、移転登記が完了しているものに限る。申請日以前3月以内に発行されたもの）
- （5）特定空家等の除却工事において、管理者が申請する場合は、管理者であることを証明する書類
- （6）住民票の写し（申請日以前3月以内に発行されたもので、世帯の全員がわかるもの。ただし、申請者が法人の場合においては、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）で申請日以前3月以内に発行されたもの）
- （7）納税証明書又は登別市民税等の未納がないことが分かる証明で申請日以前3月以内に発行されたもの。
- （8）全ての権利関係者に係る同意書（別記様式第5号）及び印鑑証明（申請日以前3月以内に発行されたもの）
- （9）工事施工事業者に係る建設業法の許可又は建設工事に係る資源の再資源化に関する法律に係る登録の内容を証する書類
- （10）その他市長が必要と認めた書類

2 前項に規定する添付書類のうち前条に規定する事前申請で提出した書類（前項第1号に規定する書類を除く。）は、省略できるものとする。ただし、前項第3号及び第4号、第6号から第8号までに掲げるものは申請日以前3月以内に発行されたものに限る。

3 第1項第8号に規定する添付書類は、特定空家等の所有者が死亡し、相続登記がなされていない場合で、当該特定空家等の相続に関し、法定相続人による遺産分割協議が成立しているときは、当該遺産分割協議書の写し並びに当該遺産分割協議書の作成にあたり取得した戸籍関係書類の写し及び印鑑証明の写し（当該書類の写しにあつては、申請者による原本証明がなされたものに限る。）の提出をもって当該添付書類に代えることができる。ただし、申請者以外に権利を有する者がいる場合は、当該権利を有する者の同意書及び印鑑証明（申請日以前3月以内に発行されたもの）を併せて提出するものとする。

4 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額とする。

（補助金交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、登別市空家等対策事業補助金交付決定通知書（別記様式第6号）又は登別市空家等対策事業補助金の交付をしない旨の通知書（別記様式第7号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の決定に条件を付することができる。
- 3 第1項の規定による通知を行った後は、補助金の交付を決定した額の増額はできないものとする。
(補助金交付の申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による補助金の交付の決定の日までに第6条の規定による申請を取り下げようとするときは、登別市空家等対策事業補助金交付申請取下届(別記様式第8号)により、速やかに市長にその旨を届け出るものとする。

(契約の締結)

第9条 補助対象工事の工事請負契約の締結は、第7条に規定する補助金の交付の決定後でなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定に基づく取消しを行うときは、登別市空家等対策事業補助金交付決定取消通知書(別記様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。

3 補助金の交付の決定を取り消した場合に生じた損害については、市は一切の賠償の責めを負わないものとする。

(補助金交付決定の辞退)

第11条 交付決定者は、補助金の交付の決定を辞退するときは、登別市空家等対策事業補助金交付決定辞退届(別記様式第10号)により、速やかに市長にその旨を届け出るものとする。

2 市長は、前項に規定する届け出を受けたときは、交付の決定を取り消すものとし、登別市空家等対策事業補助金交付決定取消通知書により、交付決定者に通知するものとする。

(交付決定を受けた補助事業の変更)

第12条 交付決定者は、交付の決定を受けたリフォーム工事又は除却工事の内容を変更するときは、空家等に係る補助金の申請にあつては登別市空家等対策事業補助金交付決定変更申請書(別記様式第11-1号)に、特定空家等に係る補助金の申請にあつては登別市空家等対策事業補助金交付決定変更申請書(別記様式第11-2号)に第6条第1項各号に規定する書類のうち、当該変更に係る書類を添えて、速やかに市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、登別市空家等対策事業補助金交付決定変更通知書(別記様式第12号)又は登別市空家等対策事業補助金を交付しない旨の通知書により申請者へ通知するものとする。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は補助対象工事が完了した日の属する会計年度の3月1日(当該日が登別市の休日を定める条例(平成2年条例第33号)第1条に定める登別市の休日にあたる場合は、その翌日)のいずれか早い日までに、登別市空家等対策事業補助金実績報告書(別記様式第13号)に次に掲げる書類を添え

て、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合にあっては、その提出期限を延期することができる。

- (1) 補助事業に係る工事請負契約書（事業者の押印があるものに限る。）の写し
- (2) 請求書及び領収書（事業者の押印があるものに限る。）の写し
- (3) 工事の着工前及び着工後の写真（撮影日が入ったもので同一方向から撮影したもの。）
- (4) 産業廃棄物管理票A票及びE票の写し（産業廃棄物があった場合に限る。）
- (5) リフォーム工事又は除却工事（除却後新築工事による補助金の加算を受ける場合に限る。）においては、リフォーム工事又は除却後新築工事を実施した家屋へ住所を移転したあとの住民票の写し（申請日以前3月以内に発行されたもので、世帯の全員がわかるもの。）
- (6) 誓約書（別記様式第14号）
- (7) その他市長が必要と認めた書類
（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、速やかにその内容の審査及び現地確認を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、登別市空家等対策事業補助金交付額確定通知書（別記様式第15号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 前条により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、登別市空家等対策事業補助金交付請求書（別記様式第16号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 補助金の交付は、交付決定者に行うものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、第10条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付していたときは、登別市空家等対策事業補助金返還命令書（別記様式第17号）により、期限を定めて補助金の全部又はその一部の返還を求めることができる。

（関係法令の遵守等）

第17条 交付決定者及び工事施工事業者は、リフォーム工事又は除却工事を実施するにあたり、関係法令等を遵守するものとする。

2 前項の規定は、リフォーム工事又は除却工事が完了した後においても同様とする。

（書類の整備、保存）

第18条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた者は、当該補助金に関する書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

2 市長は、補助金の交付に関する台帳を整備し、保存しなければならない。

（調査等への協力）

第19条 交付決定者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査等を行う場合には、これに協力するものとする。

2 市長は、前項の協力を得られないと認めたときは、第10条第1項第3号の規定により、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

補助対象要件			
名称	空き家ナビリフォーム補助	空き家ナビ除却補助	特定空き家等除却補助
	取得した空き家のリフォーム工事に対する補助	取得した空き家等の除却工事に対する補助	所有又は管理する特定空き家等の除却工事に対する補助
補助対象建築物	<ol style="list-style-type: none"> 1 登別市空き家情報登録制度に登録されている空き家。 2 昭和57年以降に建築され、原則、建築基準法の規定に違反していない空き家。 3 居住誘導区域内にある空き家。 4 申請日以前に登別市空き家等対策事業補助金の交付を受けていない空き家。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 登別市空き家情報登録制度に登録されている空き家。 2 昭和56年以前に建築され、原則、建築基準法の規定に違反していない空き家。 3 申請日以前に登別市空き家等対策事業補助金の交付を受けていない空き家。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定空き家等 2 補助金の交付の申請の日において、当該特定空き家等に係る抵当権その他の権利(所有権を除く。)に係る登記が抹消され、又はこれと同等の状態。 3 申請日以前に登別市空き家等対策事業補助金の交付を受けていない空き家。
申請者	<ol style="list-style-type: none"> 1 空き家を自らの居住のために売買契約により取得する者。 2 取得した空き家を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間売却しない者。 3 補助を受けてリフォームした空き家に補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間は居住する者。 4 申請日において既に戸建住宅に居住していない者。 ただし、借家、同居などの場合で証明することができる場合は除く。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 空き家等を売買契約により取得する者。 2 空き家等を除却後に補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間は土地を売却しない者。ただし、宅地建物取引業者を除く。 3 除却後新築工事による補助金の加算を受けた場合は、新築した住宅に補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間は居住する者。 4 居住誘導区域外においては、除却後に居住を目的とした跡地利用をしない者。 5 宅地建物取引業者である場合は、居住誘導区域外の空き家等の除却後の跡地を居住を目的とした跡地利用のために売却しない者。 6 除却後新築工事による補助金の加算を受ける場合は、申請日において既に戸建住宅に居住していない者。 ただし、借家、同居などの場合で証明することができる場合は除く。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定空き家等の所有者等である者。 2 居住誘導区域外においては、除却後に居住を目的とした跡地利用をしない者。 3 宅地建物取引業者である場合は、居住誘導区域外の除却後の跡地を居住を目的とした跡地利用のために売却しない者。
補助対象工事	<ol style="list-style-type: none"> 1 第2条第1項第11号イに該当する工事施工事業者により実施される空き家の居住性、機能性等の向上のために行う300万円以上のリフォーム工事。 ただし、耐震補強若しくは増築、改築又は移転の工事は除く。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 第2条第1項第11号アに該当する工事施工事業者により実施される除却工事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 第2条第1項第11号アに該当する工事施工事業者により実施される除却工事。
補助率等	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本額70万円 2 加算額 18歳未満の子ども一人につき10万円 加算上限額30万円 	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助率2分の1 2 上限額25万円 3 加算額 申請人が居住誘導区域内において除却後新築工事を行う場合は上限額に25万円を加算するほか当該申請人に18歳未満の子どもがいる場合は、子ども一人につき10万円を加算(上限額30万円)する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助率2分の1 2 上限額50万円

別記様式 (略)